

特定半導体利子補給金の交付の方針の決定等に関する運用指針

2022年6月1日
経済産業省
商務情報政策局
情報産業課

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）（以下「5G促進法」という。）第4条第1項に規定する責務を果たすため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が定める「特定半導体利子補給金交付規程」（以下「交付規程」という。）第3条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、5G促進法第29条第2号に規定する認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等（特定半導体生産施設における生産関係に限る。）を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付の方針の決定等に関する運用指針について、以下のとおり定めます。

利子補給金の交付を希望する金融機関、機構から利子補給金の交付を受ける金融機関は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）や補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付規程、機構が定める「特定半導体利子補給金実施方針」（以下「実施方針」という。）等をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で、利子補給金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

1. 交付の方針の決定に係る申請資格

次の（1）から（4）までの全ての条件を満たすことのできる金融機関^{*}とします。

- （1）利子補給金に関する事業（以下「利子補給事業」という。）を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （2）利子補給事業の遂行に必要な能力等を十分に有していること。
- （3）5G促進法第11条第3項の規定による認定を受けた認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等（特定半導体生産施設における生産関係に限る。）を行うために必要な資金に係る融資計画があること。
- （4）経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

※ここにおける「金融機関」は、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和2年政令第256号）」第3条に規定する金融機関をいう。

2. 交付の方針の決定に係る申請の対象となる融資の要件

(1) 対象

5G促進法第11条第3項の規定による認定を受けた認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等（特定半導体生産施設における生産関係に限る。）を行うために必要な資金の貸付けとします。

(2) 実施期間

利子補給金の交付の対象期間は最長10年間とします。

(3) 条件

①融資利率

融資期間全体にわたって一定の固定金利

②償還方法

元金均等返済

※ただし、最終返済についてはこの限りではない。

③通貨の種類

円貨

(4) 利子補給率

- ・ 0.0035 ≤ 融資利率 の場合 : 0.003
- ・ 0.0005 ≤ 融資利率 < 0.0035 の場合 : 融資利率 - 0.0005
- ・ 融資利率 < 0.0005 の場合 : 0

※融資利率とは、借り入れた元金に対する支払利息の割合（年利）をいいます。

※利子補給金の額は、小数点以下（1円未満）は切り捨てとします。

(5) 利子補給金の対象となる融資額の上限

1つの認定特定半導体生産施設整備等計画あたりの交付対象融資額の上限は、1,000億円とします。

※1つの金融機関当たりの融資額の上限ではございません。

3. 融資計画書の提出

利子補給の交付の方針の決定を受けようとする金融機関は、別紙による融資計画書に5.に定める書類を添えて、メールにて経済産業省に提出してください（7.の提出先を参照）。

なお、シンジゲートローンなど1つの融資契約について複数の金融機関が同じ融資条件

で締結する場合も、利子補給金の交付を希望する参加金融機関毎に個別の融資計画書を提出してください。

4. 利子補給金の交付又は不交付の方針の決定

- (1) 経済産業省は、3. の定めによる融資計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、交付又は不交付の方針を決定するとともに、その結果をメールにて金融機関に連絡するものとします。また、その決定が「交付の方針」の場合、経済産業省は、その決定について、当該方針の決定に係る融資計画書の写しを添えて、機構に連絡するものとします。
- (2) なお、金融機関は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について融資計画書の提出前に確認しなければならず、融資計画書の提出をもって誓約したものとします。

5. 融資計画書の添付書類

※(1) 以外様式自由

- (1) 様式1 (基本情報)
- (2) 定款及び登記事項証明書
- (3) 直近のディスクロージャー誌及び収支決算書又はこれらに準ずるもの
- (4) 類似事業に対する融資実績
- (5) 事業の実施体制(利子補給金執行業務体制、与信判断・審査体制等の部署名・担当者数・役割等)
- (6) そのほか、交付の方針の決定にあたって補足となる資料

6. 交付の方針の決定を受けた融資計画書に変更が生じる場合

4. (1) の交付の方針の決定を受けた融資計画書に係る融資を行う金融機関は、当該融資計画書の内容に、交付の方針の決定に適合する範囲を超えて変更が生じる^{*}場合は、あらかじめ様式2による変更承認申請書を経済産業省に提出し、その承認を受けなければいけません。その際、交付の方針の決定の内容に変更が生じる場合又は条件が付される場合があります。

※①交付の方針の決定直後、②機構による交付決定後のそれぞれにおいて、原則として、以下の変更は交付の方針の決定の範囲内であるとし、(経済産業省の事前の承認は必要ありません)。ただし、②機構による交付決定後の変更については、その手続きについて、別途、機構の指示に従ってください。

①交付の方針の決定直後

- ・交付対象融資額の変更: 交付の方針の決定の際の交付対象融資額を上限に認めます。
- ・交付対象融資期間の変更: 交付の方針の決定の際の交付対象融資期間内に限り認めます。
- ・融資利率の変更: 利子補給率が、交付の方針の決定の際の利子補給率から変更がない

場合に限り認めます。

- ・ 交付対象融資の償還方法（返済額・据置期間・返済日・返済頻度）の変更：償還方法の変更に伴う変更後の利子補給額が、交付の方針の決定の際の利子補給額を上回らない場合に限り認めます。

②機構による交付決定後

- ・ 交付対象融資額の変更：直前の交付決定の際の交付対象融資額を上限に認めます。
- ・ 交付対象融資期間の変更：直前の交付決定の際の交付対象融資期間内に限り認めます。
- ・ 融資利率の変更：利子補給率が、直前の交付決定の際の利子補給率から変更がない場合に限り認めます。
- ・ 交付対象融資の償還方法（返済額・据置期間・返済日・返済頻度）の変更：償還方法の変更に伴う変更後の利子補給額が、直前の交付決定の際の利子補給額を上回らない場合に限り認めます。

7. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

TEL : 03-3501-6944

FAX : 03-3580-2769

メールアドレス : bz1-tokuteihandoutai-risihokuyuu@meti.go.jp

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、利子補給金の交付の方針の決定に係る申請をするに当たって、また、利子補給事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

(様式1)

特定半導体生産施設整備等計画認定番号	
--------------------	--

経済産業省 宛て

「特定半導体利子補給金」交付の方針の決定に係る申請書

1. 基本情報

申請者	法人番号 (13桁)	
	金融機関コード (4桁)	
	金融機関名	
	代表者役職・氏名	
	本社所在地	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役職	
	電話番 (代表・直通)	
	E-mail	

2. 公表資料

ディスクロージャー誌 情報等 (*1)	自己資本比率 (%)	
	リスク管理債権比率 (%)	
	金融再生法開示債券に対する保全率 (%)	

*1 記載項目が明記された公表資料と該当ページも併せてご記載ください。また、公表資料の該当箇所にマーカー等で印をつけてください。

3. 業務の確認

本事業において以下の業務を行うことを確認しました。

No		確認
1	利子補給の利用を希望する認定特定半導体生産施設整備等事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が本募集要項の要件を満たしていることを確認し、融資計画書を取りまとめ、経済産業省へ提出を行う。	
2	融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、経済産業省の求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。	
3	機構が定める交付規程・実施方針の規定を順守する。	
4	利子補給対象事業者との金銭消費貸借契約に係る取引証憑を、必要に応じて経済産業省が確認できるようにする。	

(様式2)

特定半導体生産施設整備等計画認定番号	
--------------------	--

年 月 日

経済産業省 宛て

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

「特定半導体利子補給金」融資計画書変更承認申請書

年 月 日をもって交付の方針の決定の連絡を受けた特定半導体利子補給金の融資計画書について、交付の方針の決定に適合する範囲を超えて下記のとおり変更したため、特定半導体利子補給金の交付の方針の決定等に関する運用指針6.の規定に基づき申請します。

記

1. 利子補給対象事業者名
2. 利子補給事業の名称（(交付の方針申請年度) _ (金融機関名)）
3. 融資計画書の変更内容
4. 融資計画書の変更理由

(注) この申請書には、経済産業省が指示する書類を添付すること。